令和７年度

法人設立登録免許税助成金

【対象者】

豊中市で特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受けたものが代表者となり設立され、本店が豊中市内に所在する株式会社若しくは合同会社

【対象経費】

令和７年４月１日から令和８年３月３１日の間に法人設立登記を行い、登録免許税を支払ったもの

【助成額】

法人設立登録時に支払った登録免許税額の全額または一部として以下の金額を助成します。

株式会社の場合

7万5千円

合同会社の場合

3万円

【申込期間】 ※予算に達し次第、受付を終了いたしますので予めご了承ください

令和7年 **4月1日** 火 ～ 令和8年 **3月31日** 火

〈お問い合わせ先〉

豊中市都市活力部　産業振興課（第一庁舎5階）

☎06-6858-2188

✉ sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

詳しくは市 HP をご覧ください

市 HP/ページ番号

277607163

【特定創業支援等事業について】

特定創業支援等事業とは、これから創業される方、創業後間もない方に対する継続的な支援であり、事業経営に必要な知識を「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の４つのテーマに沿って習得することを目的とした支援事業のことです。

豊中市では、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」としての認定を国から受けており、この計画に定める支援を修了すると各種支援を受けることができる証明書を豊中市が発行いたします。この証明書があると創業にあたりさまざまなメリットを受けることができます。

〈対象となる方〉

創業前の方、証明書発行時点で創業後５年未満の個人事業主、法人代表

〈証明書の発行を受けるために必要なこと〉

１か月超の期間で「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の４つのテーマについて習得する支援を受け、修了すること

特定創業支援等事業受講の申込方法

特定創業支援は、原則として個別支援形式でとよなか起業・チャレンジセンターまたは豊中商工会議所で実施しています。
電話等で事前予約のうえ受講してください。

詳しくはこちら➡

市 HP/「とよなか創業ナビ・特定創業支援事業」ページ

【手続きの流れ】

□：申込者　□：豊中市

特定創業支援事業の受講・証明書の受領
※法人設立後の受講でも可能
↓
法人設立の登記・登録免許税の支払い
※領収書や振込明細書を必ず保管
↓
申込書兼請求書と関係書類を提出
↓
審査
↓
※交付決定の場合
助成金支払い
※交付決定通知書は送付しません